

2 「イギリス史料からみた幕末薩摩藩と  
イギリスとの関係」(平成29年度)

大島商船高等専門学校 准教授 田口 由香

## 論文の概要

<b>【研究テーマ】</b> イギリス史料からみた幕末期薩摩藩とイギリスの関係	
<b>【氏名】</b> 田口 由香	<b>【所属】</b> 大島商船高等専門学校
〔はじめに〕本研究の意義やねらいを簡潔に記入すること。 本研究の目的は、慶応元年末（1865）から慶応2年（1866）の幕府と長州藩が対立した幕長戦争に至る過程を対象として、イギリス側の史料から薩摩藩とイギリスの関係を中心に明らかにすることである。明治維新史研究においては、幕末期の国際関係について、フランスが幕府を支援し、イギリスが薩摩藩や長州藩などの雄藩を支援したとする通説的見解があるが、先行研究では日本の政治変革に対して、フランスやイギリスがどのような影響を与えたかについては実証的に明らかにされていない状況にある。特に薩摩藩は、国家レベルではイギリス駐日公使パークスが薩摩藩を訪問し、民間レベルではイギリス貿易商社ジャーディン・マセソン商会などとの武器取引を行っているため、全体的な国際関係の情勢におけるイギリスと薩摩藩の关系到焦点を当てることは、上記の課題を検討するうえで意義があると考えられる。	
〔本 論〕論文の要旨を各章ごとに簡潔に記入すること。 <b>第1章 イギリスの朝廷・幕府・薩長両藩の位置づけ</b> イギリス政府と駐日公使パークスは、条約勅許において朝廷の政治的発言力を認めながら、朝廷は幕府を補強する存在であり、日本の統治者は幕府と位置づけていた。パークスは、告知ではイギリス政府は幕府の将軍を日本の統治者とし、幕府と戦闘している長州藩は幕府の対抗勢力、反乱軍として位置づけた。イギリス国内においては、新聞をとおして薩摩藩の長州藩支援が伝わり、薩長盟約よりも早い段階で長州藩だけでなく薩摩藩も幕府と対立する藩として認識されていた。パークスは、一方で、鹿児島訪問において、長州藩と盟約を結ぶ鹿児島藩主父子をイギリスと諸大名との友好関係の先駆けと評価し、薩摩藩が先駆けとなって諸外国と諸大名の友好関係を発展させることを希望した。パークスの鹿児島訪問の背景には、パークスによる幕府の下関海峡封鎖に対する抗議とパークスと西南諸大名の接近に危機感をもつ幕府とロシアによる牽制があった。	
<b>第2章 イギリス商社からの薩摩藩の武器購入</b> 薩摩藩は、イギリス国内において、グラバー商会のライル・ホームを通じてイギリス貿易商社「ジャーディン・マセソン商会」からの武器購入を進めていた。グラバー商会ライル・ホームの役割は、留学生の世話役だけでなく、薩摩藩に代行してジャーディン・マセソン商会から武器を購入する役割を担っており、ロンドンにおいて直接ジャーディン・マセソン商会から武器を購入し、同商会の上海支店には薩摩藩からの海藻をできるだけ良いレートで早急に販売することを依頼するなど支援したと考えられる。	
〔まとめ〕本研究で明らかにしたことを簡潔に記入すること。 本研究では、慶応元年末（1865）から慶応2年（1866）の段階において、イギリスは、薩摩藩をイギリスと諸大名との友好関係の先駆けと評価し、幕府を日本の統治者としてイギリス政府との正式な条約締結相手としながらも、諸外国と諸大名の友好関係の発展を模索していたと言える。	

### はじめに

本研究の目的は、慶応元年末（1865）から慶応2年（1866）の幕府と長州藩が対立した幕長戦争に至る過程を対象として、イギリス側の史料から薩摩藩とイギリスの関係を中心に明らかにすることである。

近年、明治維新を再評価する見解として、三谷博氏が、『Oxford Research Encyclopedia of Asian History』の「明治維新」の項目において、これまで英訳されてきた“Meiji Restoration”ではなく“Meiji Revolution”と訳して解説を行っている（Published online April 2017, <http://oxfordindex.oup.com/>）。また、三谷氏は、“Restoration”は「王政復古」には妥当な訳語であるが、維新全体は「王政復古」を「はるかに上回る規模の政体と社会の大変革だった」として、明治維新を革命“Revolution”として積極的に評価している（『明治維新を考える』岩波新書 2012年）。

明治維新史研究においては、幕末期の国際関係について、フランスが幕府を支援し、イギリスが薩摩藩や長州藩などの雄藩を支援したとする通説的見解がある。先行研究では、石井孝氏が『増訂 明治維新の国際的環境』（吉川弘文館 1966年）において、イギリス政府、外務省、駐日公使を視点とし、おもにイギリス政府の対日政策を解明している。また、イギリス貿易商社との取引については、杉山伸也氏が『明治維新とイギリス商人』（岩波書店 1993年）において、イギリス商人グラバーを視点とした薩摩藩・長州藩、幕府との貿易取引を、石井寛治氏は『近代日本とイギリス資本』（東京大学出版会 1984年）において、イギリス貿易商社ジャーディン・マセソン商會を視点とした薩摩藩とグラバーの貿易取引に対する同商會の支援を解明している。しかし、日本の政治変革に対して、フランスやイギリスがどのような影響を与えたかについては実証的に明らかにされているとは言えない状況にある。19世紀半ばのイギリスは自由貿易帝国主義をとっていた<sup>i</sup>。そのイギリスが、明治以降に政府の中心として近代的国家形成に関わる薩摩藩や長州藩を幕末期にどのように位置づけてどのような関わりを持っていたのか、また支援を行っていた場合にはどのような支援を行ったのかを明らかにすることは重要であると考え。また、その支援や関係についても、イギリス政府の国家レベルと、武器取引等を行ったイギリス貿易商社の民間レベルをそれぞれ検討し、さらには国家レベルと民間レベルの連携した支援があったのかどうかも検討していく必要があると考える。民間レベルの武器取引だけを取り上げ、イギリスの支援とみることはできないためある。特に薩摩藩は、国家レベルではイギリス駐日公使パークスが薩摩藩を訪問し、民間レベルではイギリス貿易商社ジャーディン・マセソン商會などの武器取引を行っているため、全体的な国際関係の情勢におけるイギリスと薩摩藩の関係に焦点を当てることは、上記の課題を検討するうえで有効であると考え。

よって本研究では、イギリス側の視点から、まず、イギリスが幕末期の日本の政体において朝廷、幕府、諸藩のなかでも特に薩摩藩と長州藩をどのように位置づけていたのか。また、イギリス国内では薩長両藩がどのように認識されていたのか。そして、特にイギリスとの関係が多くみられる薩摩藩を中心に、国家レベルではイギリス駐日公使パークスが薩摩藩をどのように位置づけていたのか。また、民間レベルではイギリス貿易商社ジャー

ディン・マセソン商会と薩摩藩の武器取引がどのように行われていたのかを中心に検討する。その研究方法としては、複数の史料を分析することで主観的立場だけでなく客観的な要素を取り入れるマルチ・アーカイヴァル・アプローチ (the Multi-archival approach) をとり、おもにイギリス側の史料から分析を行う。そして、本研究を、明治維新における日本の政治変革に対して、フランスやイギリスがどのような影響を与えたか、または与えなかったのかを実証的に明らかにする一助としたい。

注) 本稿ではイギリス史料を用いるため、日付を「旧暦 (新暦)」と表記する。

## 第1章 イギリスの朝廷・幕府・薩長両藩の位置づけ

### 第1節 慶応元年条約勅許における朝廷・幕府の位置づけ

#### (1) イギリス政府の訓令

ここではまず、慶応元年10月5日(1865年11月22日)に条約勅許の勅書が下されるまでの経緯から、イギリス政府の朝廷と幕府の位置づけを検討する。

安政5年6月19日(1858年7月29日)に締結された日米修好通商条約をはじめとして、オランダ・ロシア・イギリス・フランスとの安政の五カ国条約が締結された。しかし、孝明天皇はこの条約を承認していなかったため、イギリス政府は天皇の勅許を必要とした。イギリス外務大臣ラッセル(John Russell)は、慶応元年7月3日(1865年8月23日)、同年閏5月(1865年7月)に駐日公使として来日したパークス(Harry Parkes)に次のような訓令を出している<sup>ii</sup>。

①When Lord Elgin went to Japan he found Tycoon the de facto sovereign of the country, to whom obedience was generally yielded, and who appeared to possess the power, as representing the Japanese nation, to enter into Treaties with foreign States. Accordingly the Treaty which Lord Elgin concluded was signed and ratified by the Tycoon. It was not until some time later, when the Representatives of foreign countries in Japan were brought into more intimate relations with the Japanese Government and the Japanese people, that ②it was discovered that there was a still higher power than that of the Tycoon, that the authority wielded by that Prince was delegated to him by a spiritual Emperor, called the Mikado, and that there were great feudal lords who, superior to the Tycoon in rank, only obeyed him when he had the means of enforcing obedience.

③It is held by some of the Japanese that a Treaty with the Tycoon in order to be binding must be ratified by the Mikado.

まず、下線部①「エルギン卿 (James Bruce, 8th Earl of Elgin) が来日した際 (安政5年に日英修好通商条約を締結)、「将軍が事実上の統治者であり、広く服従を受け、日本国の代表として諸外国との条約を締結する権力を有すると思われた」とする。しかし、実際には、下線部②「将軍よりさらに高い権力があり、将軍が振るう権力はミカド (天皇) と呼ばれる精神的な皇帝によって委任されたものであることがわかった」と、将軍ではなく

天皇が事実上の権力者であるとしている。そして、下線部③では、「将軍との条約を拘束力のあるものにするためにはミカド（天皇）によって承認されなければならない、と考えている日本人もいる」としており、条約勅許の必要性に言及している。

パークスはラッセルの訓令を受けて、9月7日（10月26日）、フランス・オランダ・アメリカ三か国の代表と協議し、四か国の代表は条約勅許を得るため、連合艦隊を兵庫沖に派遣することを決定した。

## （2）連合艦隊の兵庫沖進出

四か国の連合艦隊は9月16日（11月4日）に兵庫沖に到着した。四か国の代表は、幕府老中阿部正外らとの会談において、条約勅許、兵庫開港、関税の改訂を要求し、回答がなければ拒否したと見なして適当と判断する行動を行うと、軍事的な圧力を示した<sup>iii</sup>。それに対して、10月5日、朝廷が将軍徳川家茂に条約を許可する勅旨を与え、条約勅許が出された。

パークスは10月11日（11月28日）、ラッセル外務大臣に条約勅許の獲得を次のように報告している<sup>iv</sup>。

①My predecessors had therefore clearly seen, as is well known to your Lordship, that the union of the Mikado with the Tycoon on the foreign question was essential to the security of the relations based upon those Treaties, and the inclosures to my despach No. 1 contain the admissions of the Tycoon's Ministers that unless union were at once effected, no extension of present privileges could be obtained through the Tycoon's authority alone, and probably other and more serious embarrassments might ensue...

②He saw also that the double dangers by which he was threatened—those arising out of his Civil struggle with Choshu, as well as prospective difficulties with foreign Powers—rendered some decisive effort to strengthen his position indispensable. And the appearance of the allied fleet in the Bay of Osaka gave him an opportunity of taking up the foreign question with a degree of energy which he otherwise would not have ventured to exert.

パークスは、まず、①「（駐日公使の）前任者たちは、外交問題に関する天皇と将軍の一致は、それらの条約に基づく外交関係の確保に絶対に必要であり、一致がすぐに達成できない限り、将軍の権限から現在の特権拡大は得られず、さらに重大な困難が続いて起こるだろうとはっきりと見ていた」とする。そして、同年9月21日に長州再征の勅許が出され、幕府の第二次長州出兵によって内乱が切迫している国内状況から、②「将軍は、長州藩との国内戦争から起こる危険と諸外国との予期される困難という、脅かされている二つの危険が、不可欠な将軍という地位を強化するために、決定的な努力をする必要があることを知っていた」とし、「大坂湾に連合艦隊が出現したことは、将軍に外国問題を努力して取り上げる機会を与えた。そうでなければ、将軍は思い切った行動をとらなかつただろう」と、連合艦隊派遣の意義を示した。

以上のように、イギリス政府は、条約勅許は天皇と将軍の一致であり、条約に基づく外交関係の確保に絶対に必要としていた。また、パークスが、将軍の権限から現在の特権拡大は得られない、つまり、自由貿易の拡大は不可能としているように、条約勅許は幕府にとっても将軍の地位を強化するための外国問題の解決として捉えている。よって、朝廷の政治的発言力を認めながら、朝廷は幕府を補強する存在であり、日本の統治者は幕府と位置づけていたと言える<sup>v</sup>。

## 第2節 慶応2年幕長戦争における幕府・長州藩の位置づけ

### (1) イギリス政府の中立方針

慶応2年6月7日(1866年7月18日)に開戦する幕長戦争は、元治元年7月19日(1864年8月20日)の禁門の変によって朝敵となった長州藩に対する征討として起こった内乱である。長州征討の勅命を受けた幕府が諸藩に第一次長州出兵に命じたが、長州藩が服罪を示したことで一旦は終結した。その後、長州藩が幕府に抵抗する抗幕方針に転じたため、幕府は、慶応元年5月16日(1865年6月9日)に将軍徳川家茂の進発、また閏5月22日(7月14日)には長州再征を朝廷に奏上し、長州藩への再出兵に動き始めた。9月21日(11月9日)、幕府は再び長州再征の勅許を受け、第二次長州出兵となった。

パークスは、上海行きの際、下関に寄港して長州藩士数名と会談した。10月21日(12月8日)、その内容をラッセル首相に次のように報告している<sup>vi</sup>。

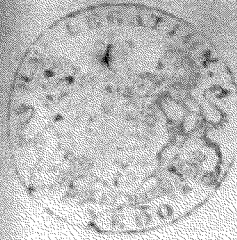
I was visited by several officers of Choshiu, who are believed to be in his confidence, and while I assured them of the complete neutrality of Her Majesty's Government in their dispute with Tycoon, I recommended to them, as I had repeatedly done to the Gorogio, a policy of accommodation....

パークスは、長州藩士との会談において下線部「私は、イギリス政府は長州と幕府の紛争に関して全くの中立であることを告げ、御老中にも何度も勧告したように和解政策をとるように勧めた」ことを報告した。よって、イギリス政府は幕府と長州藩の戦闘に干渉しない中立方針をとったこと、また、パークスが幕府と長州藩の双方に和解を勧めたことから、この段階ではどちらかへの支援ではなく内乱回避を模索していたとみることができる。

### (2) 告示における幕府・長州藩の位置づけ

幕長戦争が開戦すると、パークスは、慶応2年7月23日(1866年9月1日)、在日のイギリス人に対して、次のような告示(“OFFICIAL NOTIFICATION”)を出して反幕府勢力への支援や不法貿易を禁止している<sup>vii</sup>(【史料1】参照)。

incl. n<sup>o</sup> 3.



## OFFICIAL NOTIFICATION.

In view of the state of war which now exists between the Tycoon of Japan and the Lord of the Japanese Provinces of Nagato and Suwo, otherwise known as the Daimio Choshin, the undersigned, Her Britannic Majesty's Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary in Japan deems it advisable to draw the attention of all Her Majesty's subjects in Japan to the under-mentioned Sections of the Order of Her Majesty in Council of the 9th day of March, 1865.

### SECTION 81.

"If any British subject commits any of the following offences, that is to say,—

1.—"In China, while Her Majesty is at peace with the Emperor of China, levies war or takes part in any operations of war against the Emperor of China, or aids or abets any person in carrying on war, insurrection, or rebellion against the Emperor of China ;

2.—"In Japan, while Her Majesty is at peace with the Tycoon of Japan, levies war or takes part in any operation of war against the Tycoon of Japan, or aids or abets any person in carrying on war, insurrection, or rebellion against the Tycoon of Japan ;—

"Every person so offending shall be deemed guilty of a misdemeanour, and on conviction thereof shall be liable (in the discretion of the court before which he is convicted) to be punished by imprisonment for any term not exceeding two years, with or without hard labour, and with or without a fine not exceeding 5,000 dollars, or by a fine not exceeding 5,000 dollars without imprisonment.

"In addition to such punishment, every such conviction shall of itself and without further proceedings, make the person convicted liable to deportation; and the Court before which he is convicted may order that he be deported from China or Japan to such place as the Court directs.

### SECTION 92.

"All trade of British subjects is, to,

"or from any part of Japan, except such ports and towns as are for the time being opened to British subjects by Treaty between Her Majesty, Her heirs or successors, and the Tycoon of Japan is hereby declared unlawful.

"If any person engages in such trade as a principal, agent, shipowner, shipmaster, or supercargo, he shall be deemed guilty of a misdemeanour, and on conviction thereof shall be liable to be punished (in the discretion of the court before which he is convicted) by imprisonment for any term not exceeding two years with or without hard labour, and with or without a fine not exceeding 10,000 dollars, or by a fine not exceeding 10,000 dollars without imprisonment.

### SECTION 94.

"The officer commanding any of Her Majesty's vessels of war for any of Her Majesty's Naval Officers authorized in this behalf by the Officer having the command of Her Majesty's Naval Forces in Japan by writing under his hand, may seize any British vessel engaged or reasonably suspected of being or having been engaged in any trade by this order declared unlawful, and may either detain the vessel, with the master, officers, supercargo, crew and other persons engaged in navigating the vessel, or any of them, or take, or cause to be taken the vessel, and the master, officers, supercargo, crew, and other persons aforesaid, or any of them to any port or place in Japan, or elsewhere convenient for the prosecution of a charge for the misdemeanour alleged to have been committed.

"Any such vessel, master, officers, supercargo, crew and persons may lawfully be detained at the place of seizure or at the port or place to which the vessel is so taken under the authority of any such Officer, or of any of Her Majesty's Consular Officers in China or Japan, until the conclusion of any proceedings taken in respect of such misdemeanour."

HARRY S. PARKES,

*H. B. M.'s Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary in Japan.*

H. B. M.'s LEGATION,  
YOKOHAMA, SEPTEMBER 1st, 1865.

【史料 1】OFFICIAL NOTIFICATION 「長防二州戦地タルヲ以テ外国船馬関碇泊禁止ノ布告請求一件」(外務省引継書類 730、東京大学史料編纂所所蔵)

## OFFICIAL NOTIFICATION

### Section 81.

“If any British subject commits any of the following offences, that is to say, —

1— “In China, while Her Majesty is at peace with the Emperor of China, levies war or takes part in any operations of war against the Emperor of China, or aids or abets any person in carrying on war, insurrection, or rebellion against the Emperor of China;

2— “In Japan, while Her Majesty is at peace with the Tycoon of Japan, levies war or takes part in any operations of war against the Tycoon of Japan, or aids or abets any person in carrying on war, insurrection, or rebellion against the Tycoon of Japan:—

“Every person so offending shall be deemed guilty of a misdemeanor, and on conviction thereof shall be liable...

告示

#### 第 81 項

イギリス臣民が次のような違法行為を犯したならば、つまり、

1—イギリス政府と平和的な関係にあるのは中国の皇帝であるが、中国において、イギリス臣民が皇帝に反抗する軍事行動に参加する、または戦争や反乱または暴動を遂行する人々を援助する、

2—イギリス政府と平和的な関係にあるのは日本の将軍であるが、日本において、イギリス臣民が将軍に反抗する軍事行動に参加する、または戦争や反乱または暴動を遂行する人々を援助する、—

罪を犯したすべての人は軽犯罪を犯しているとみなされ、それに関して有罪判決は免れないものとする。

### Section 92.

“All trade of British subjects in, to, or from any part of Japan, except such ports and towns as are for the time being opened to British subjects by Treaty between Her Majesty, Her heirs or successors, and the Tycoon of Japan is hereby declared unlawful.

“If any person engages in such trade as a principal, agent, shipowner, shipmaster, or supercargo, he shall be deemed guilty of misdemeanor, and on conviction thereof shall be liable...

#### 第 92 項

イギリス政府と日本の将軍との間で締結された条約によって差し当たりイギリス臣民に開かれている港や町以外、日本のいかなる場所においてもイギリス臣民が行うすべての貿易は違法であることをこれによって布告する。



もし、業者、仲介業者、船舶所有者、船長または積荷監督人として、いかなる人がそのような貿易に従事しても、その人は軽犯罪を犯しているとみなされ、それに関して有罪判決は免れないものとする。

パークスは、第 81 項の 2 において、1 で示した中国の皇帝と同様に、日本では将軍がイギリス政府と平和的な関係にあるとし、在日のイギリス人が将軍に反抗するグループに加担することを禁じている。そして、第 92 項では、幕府と締結した条約によって正式に開港された場所以外で行う貿易を違法として禁じた。つまり、イギリス政府は幕府の将軍を日本の統治者としており、幕府と戦闘している長州藩は幕府の対抗勢力、反乱軍として位置づけている。しかし一方で、パークスは、この告示を出す直前に長州藩と同盟を結ぶ薩摩藩を訪問しているのである。

### (3) イギリス国内における薩長両藩の認識

幕府は、慶応元年 5 月 16 日（1865 年 6 月 9 日）に将軍徳川家茂が江戸を進発し、長州藩への再出兵に動き始めたことは、ロンドンの通信社ロイターに配信されて、イギリス国内発行の各新聞がその記事を掲載している。

1865 年 8 月 4 日付（慶応元年 6 月 13 日）The Pall Mall Gazette の“CHINA AND JAPAN.” 欄には、上海からの情報として次のように掲載されている<sup>viii</sup>。

①Intelligence from Japan announces that commercial affairs are progressing satisfactorily.

②The Tycoon had determined to attack Prince Nagato, and had reviewed 100,000 troops.

It was rumoured that Prince Satsuma intended to join Nagato.

記事では、まず、①「日本からの情報では、貿易は満足に進展しているという」と、対日貿易が順調であることが報じられている。そして、次に、②「将軍は長門の君主（長州藩主）を攻撃することを決定し、10 万の軍隊を閲兵した。薩摩の君主は長門に加担するつもりであるという噂が立った。」と、噂としながらも、薩摩藩は幕府が攻撃しようとする長州藩を支持すると報じている。

同様の記事は、イギリス国内 17 都市にある 21 の新聞社が掲載しており、全土に報じられたとみられる。翌慶応 2 年 1 月 21 日（1866 年 3 月 7 日）に締結される薩長盟約よりも早い段階で、長州藩だけでなく薩摩藩も幕府と対立する藩として認識されていたと考えられるのである。

## 第 3 節 慶応 2 年鹿児島訪問における薩摩藩の位置づけ

### (1) 鹿児島訪問の背景

前述したとおり、パークスは、幕長戦争のなか、慶応 2 年 7 月 23 日（1866 年 9 月 1 日）に在日イギリス人による長州藩支援を禁止する告示を出したが、その直前に鹿児島を訪問し、薩摩藩主父子島津茂久（忠義）・久光との会談を行っている。パークスに鹿児島訪問を

勧め、その仲介をしたのは、長崎のイギリス商人グラバー（Thomas Blake Glover）とされている<sup>ix</sup>。また、パークスは、6月14日（7月25日）、鹿児島を訪問する前に、長崎奉行の能勢頼之と会談を行うため長崎に寄港している。幕長戦争の開戦後、小倉に出陣している幕府老中小笠原長行は外国船に危害が及ぶことを懸念し、長崎奉行から各国の長崎駐在領事に外国船の下関海峡通航と碇泊の禁止を伝えるよう命じていた。パークスは、下関海峡（関門海峡）の通航禁止に対して次のように抗議している<sup>x</sup>。

①既ニ一昨年は各国にて兵を挙げ、既ニ鎖し候海峡をも開き候位之處、当節又候相鎖し候様との事其意を得ず候、②勿論御征伐を色々申立相障り候訳には無之候得共、戦争相開ケ候事ニ候ハ、前以て御告知相成候義万国之公法ニ御座候、方今之御処置ニ而は通行差留候義難出来候

パークスは、まず、①「一昨年前（1864年）に各国（イギリス・フランス・オランダ・アメリカ）が挙兵して、すでに（長州藩が）封鎖した（下関）海峡を開いたところであり、いま再び閉鎖することは納得できない」と、四か国連合艦隊を派遣した下関戦争によって長州藩の攘夷による海峡封鎖を解いたばかりにもかかわらず、幕長戦争のために再び閉鎖されることに不服を示した。そして、②「幕府の長州藩征伐にいろいろ申し立てるわけではないが、すでに開戦しているので前もって告知するのが万国公法である。今になっての告知では通航を禁止することはできない」と主張したのである。長崎での会談後、パークスは、横浜に戻る際に小笠原老中に談判するため小倉に寄港すると伝え、鹿児島訪問に向かっている。

同時期、フランス駐日公使のロッシュ（Léon Roches）もまた幕府老中の依頼を受けて長崎に向かっていた。ロッシュはフランス外務大臣リュイス（Édouard Drouyn de Lhuys）に、幕府老中の一人が述べた内容を次のように報告している<sup>xi</sup>。

英国公使は内海を通つて長崎に赴かん、①我等は彼が大君を尊敬すべき正当なる態度を放棄したる南方の諸大名と交渉を開始せん意図を固めたるものなることを確信するなり、②我等は我等に対する英国の好意を疑はんとは思はず、然れども我等は南方諸大名等の悪意ある讒誣が英国代表者の心中に生ぜしむべき影響をおそるゝなり、是に於て我等は貴下も亦同じくこの旅行を企てられんことを貴下に懇願するなり、我が国に於いてはフランス公使の意向は十分諒解せられ居るなり、大国といはず小国といはず、③何れもフランスが日本の最も親密なる友国なることを信じ居るなり、長崎下関附近に領地を有する諸大名は必ず貴下に面会を求むるか、若しくは貴下の許に貴下の意向を知らん為に密使を派遣するならん、貴下の談話は彼らに好影響を與へ得べし、何故なれば貴下は彼等がその寛容と強勢とを熟知せるフランスを代表する人物なればなり、貴下が我等に語りし言を彼等の為にも繰り返されよ、又我等を説得せられし如く彼等をも説得せられよ、④貴下は凡ゆる場合に、大君の権力から免れるに必要なる支持が諸外列強の許に存在するといふ觀念を彼等に與へる如き期待を彼等の許に於いて打破せられたし

幕府老中は、まず、パークスの長崎行きについて、下線部①②のとおり、将軍を尊敬すべき正当な態度を放棄した西南雄藩の諸大名との交渉を開始する目的としたものと確信しており、イギリスの幕府に対する好意は疑っていないが、その諸大名らによる悪意のある幕府批判がパークスに与える影響を懸念しているとする。そして、下線部③④のとおり、フランスが日本と最も親密な友好国であるとして、長崎においてその付近の諸大名から面会を求められた際には、諸大名が期待するような、欧米諸国は諸大名が将軍の権力から免れることを支持する、という考えを欧米諸国はもっていないことを知らしめてほしいと依頼している。

実際に、6月17日（7月28日）に長崎に到着したロッシュは、パークスが薩摩藩主を訪問するため鹿児島に向かったことを知るとともに、薩摩藩士の来訪を受けている。その薩摩藩士は、藩主を訪問するためにロッシュを鹿児島に招待することを命じられていたが、ロッシュはその招待を辞退したという。そして、同報告書において、その薩摩藩士に述べた内容を外務大臣に次のように伝えている。

余はこの招待を辞退せり、然れども余はこの機会を利して薩摩の使臣に、⑤諸列強が日本の問題に対して採るべく決定したる慎重真摯なる政策、一言にして云へは「大君と締結し且ミカドに依って批准せられたる條約の厳正なる遵守」一を説明して彼の心中に何等の疑念をも残さしめざる様試みたり、⑥余の返答は明らかに一般の人々の期待を裏切りたるものなりき、人々の懐きたる諸種の希望、諸種の計画を余は尽く水泡に帰せしめたり、薩摩の武士の面上に失望の色の現れたるを見ることは容易なりき

ロッシュは、下線部⑤⑥のとおり、まず、その薩摩藩士に、欧米諸国の日本に対する政策は幕府と締結し天皇が勅許した条約の順守であると伝え、その返答は西南の諸大名が抱いている希望や計画を無駄にするものであり、薩摩藩士も失望した様子であったと報告している。諸大名の希望や計画とは、幕府老中の言う「欧米諸国は諸大名が将軍の権力から免れることを支持する」という希望に基づく計画とみることができる。よって、幕府は、西南諸大名が欧米諸国の支援を受けて独自に諸外国との外交を行うことを計画しているとみていた。そのため、パークスの長崎行きがその計画を進行させることになると危惧し、信頼するフランス公使ロッシュにその牽制を依頼したものとみることができる。

以上のように、パークスの鹿児島訪問の背景には、パークスによる幕府の下関海峡封鎖に対する抗議があった。そしてまた、パークスと西南諸大名の接近に危機感をもっていた幕府が、ロッシュを派遣することで諸大名を牽制しようとする動きもあったのである。

## （2）パークスの鹿児島訪問

パークスは、慶応2年6月15日（1866年7月26日）に長崎を出帆し、英艦隊キング提督と英商人グラバーも同行して鹿児島に向かった。そして、翌16日から21日（7月27日～8月1日）の6日間、鹿児島に滞在している。滞在中の動向は次のとおりである<sup>xii</sup>。16日に鹿児島湾に入港したパークスは、キングと上陸して藩内を散策した。翌17日には薩摩藩主島津茂久が旗艦（Princess Royal）を訪問し、藩主茂久はパークスとキングを磯邸（仙巖園）に案内して、藩主父久光と共に談話、宴会の後、薩摩藩の軍事演習を演習し

て見せた。18日も続けて薩摩藩による軍事演習の実演が行われ、19日と20日にはキングが旗艦でイギリス海軍の軍事演習を実演して見せた。そして、21日、パークスらは鹿児島を出帆して、同日の夜に長崎に戻った。

パークスは鹿児島訪問について、イギリス外務大臣クラレンドン（George William Frederick Villiers, 4th Earl of Clarendon）に次のように報告している<sup>xiii</sup>。

- ① I can only forward these brief particulars of a visit which has given much satisfaction to all parties and will I must prove to be the forerunner of similar friendly intercourse not only with Satsuma but also with other Daimos of Japan.
- ② The Prince had invited us, he said in order to give us a proof of his wish to foster our friendship and to encourage intercourse between Japan and foreign countries and nothing occurred in the course of the visit that was not consonant with these professions or with the maintenance of our friendly relations, with the Government of the Tycoon.

パークスは、まず、①「この訪問がすべての人々に満足を与え、薩摩藩だけでなく他の日本の大名との同様な友好関係の先駆けになるに違いないという望みを与えるものであったと言える」と、薩摩藩を友好関係の先駆けとした。一方で、②「薩摩藩主が私たちを招待したことは、私たちの友好を発展させ、日本と諸外国の関係を後押しする希望の証明を示すためと言えるもので、訪問中、その（藩主の）表明や、私たち（イギリス政府）と幕府の友好関係の維持に一致しないことは何も起こらなかった」とし、薩摩藩との友好関係は幕府との友好関係に一致するものと報告している。

このように、鹿児島を訪問したパークスは、薩摩藩主父子をイギリスと諸大名との友好関係の先駆けと評価している。薩摩藩が先駆けとなって、諸外国と諸大名の友好関係を発展させることを希望したのである。しかし、それは日本と諸外国との関係を強化することであり、イギリスと幕府との友好関係を否定するものではない。よって、薩摩藩を幕府の対抗勢力とはみていないと言える<sup>xiv</sup>。

この時期、イギリス国内では、1866年10月15日付（慶応2年9月7日）The Daily Newsが、The Japan Times Overland Mailの記事を転載して「現在、薩摩藩は45,000の兵を都（京都）に置いており、ついに老中が、薩摩藩の将軍に対する敵意の事実を公に認めたと報じられている」（“Satsuma has 45,000 men now in Miako, and the Shogoon’s Gorojiu, it is reported, have at last publicly recognised the fact of his hostility to their master”.）と報じており、幕府と薩摩藩との対立は広く認識されていたとみられる<sup>xv</sup>。

この段階において駐日公使パークスは、告示（“OFFICIAL NOTIFICATION”）において「イギリス政府と平和的な関係にある」とした幕府との条約関係を維持しながらも、長州藩と同様に幕府と対立しているとみられている薩摩藩を先駆けとし、諸大名との友好関係を構築しようとしていたと考えられるのである。

## 第2章 イギリス商社からの薩摩藩の武器購入

### 第1節 留学生渡英におけるグラバー商会ライル・ホームの役割

前述のとおり、慶応2年(1866)、日本国内において、薩摩藩はイギリス駐日公使パークスを鹿児島に招き友好を深めていた。その一方で、イギリス国内においては、グラバー商会のライル・ホームを通じて、イギリス貿易商社ジャーディン・マセソン商会からの武器購入を進めた形跡がみられる。ここでは、薩摩藩とジャーディン・マセソン商会の武器取引がどのように行われていたのかを検討する。

ライル・ホーム(Ryle Holme)について、犬塚孝明氏は、グラバー商会の番頭を務めるイギリス人であり、従来から同商会と薩摩藩との連絡役を担当していたことから、薩摩藩が留学生をロンドンに派遣する際に「一行の渡航中一切の世話をするため」グラバーが選んだ人物と説明している<sup>xvi</sup>。また、石井寛治氏は、薩摩藩は薩摩藩士五代才助(友厚)を留学生に同行させ、小銃や弾薬また紡績機械などの買い付けに当たらせたとし、ライル・ホームが「同行して世話をやくとともに、ジャーディン・マセソン商会とロンドンのマセソン商会がさまざまな援助を行っている」として、ライル・ホームとマセソン商会による資金面での薩摩藩援助について具体的に説明している<sup>xvii</sup>。このように、ライル・ホームは、留学生の世話役であり、また藩士五代らによる買い付けなど資金の援助役として渡英に同行したと説明されてきた。その動向は次のとおりである<sup>xviii</sup>。

まず、慶応元年5月28日(1865年6月21日)、ライル・ホームは、五代才助、新納久修と共に薩摩藩留学生に同行してロンドンに到着した。五代と新納は、同年12月26日(1866年2月11日)に帰国のためマルセユ出発し、翌慶応2年3月11日(1866年4月25日)に鹿児島に到着している。ライル・ホームが五代と新納と行動を共にしたかは明らかではないが、ライル・ホームは慶応2年3月19日(1866年5月3日)付で長崎からジャーディン・マセソン商会上海支店に書簡を出している。よって、五代と新納に同行していたとみることできる。ロンドンのジャーディン・マセソン商会は、慶応2年3月26日(1866年5月10日)付で、ライル・ホームによる武器購入の覚書を発行している。ライル・ホームはすでに長崎に滞在している日付ではあるが、取引の覚書を後日に発行したものとみると、ライル・ホームがロンドンに滞在していた間に購入したと考えることができる。

以上のことから、ライル・ホームが渡英に同行した役割は、留学生の世話役や藩士五代らの買い付け資金の援助役だけでなく、ロンドンにおいて、薩摩藩に代行して直接ジャーディン・マセソン商会から武器を購入する役割を担っていたとみられるのである。

## 第2節 ジャーディン・マセソン商会からの武器購入

慶応2年3月26日(1866年5月10日)付「ロンドンからの覚書と明細書」“Memoranda and accounts from London”には、次のように記されている<sup>xix</sup> (【史料2】参照)。

Memo: of 166 packages Fire Arms etc purchased by Mr R. Holme under credit on account of Prince Satsuma and shipped by sundry vessels to Shanghai

薩摩藩主の代理としてライル・ホーム氏が貸付によって購入し、上海に数隻の船で輸送された166箱の銃器などの覚書



PO GC #1	per P.O. Steamer "China" 20 February, 1 case Revolvers and* per French Steamer "Said" 74 case Rifles and* 64 do do 2 do Carbines and* per "Palmaise" 19 case per French Steamer "Said", 1 case Guns per "Wild Deer" 4 case Ammunition per "Aurora Australis" 1 case do Balance of Commission to Matheson to Jardine Matheson 1 case of 74 64 2 1 19 4 1 <div style="text-align: right;">due 18 March</div> <div style="text-align: center;">London 10<sup>th</sup> May 1866 Matheson&amp;Co</div>	<div style="text-align: right;">£ 2.816.18.2</div>	<div style="text-align: right;">£ 175.9.8.</div> <div style="text-align: right;">£ 7.503.11.4.</div>
-------------	--	--	--

【図】 "Memoranda and accounts from London"

(JM/A8/126/1/4. Jardine Matheson Archive. Cambridge University Library.)

また、ロンドンで購入した銃器などが届く上海には、ジャーディン・マセソン商会の上海支店があった。ライル・ホームが、慶応2年3月19日（1866年5月3日）付で長崎から同商会上海支店に出した書簡の内容は次のとおりである<sup>xx</sup>。

Messrs Jardine Matheson & Co. Shanghai

Dear Sirs

①We beg to advise having shipped by the bearer to your consignment 1344 Bales Long seaweed received from the Satzuma Agent here for realization in Shanghai

proceeds to be placed against the loan of \$60000 advanced him for trading purposes. ② We have advices from your side that this description of produce is in fair demand and we trust you may be able to affect a prompt sale at good rates. As this cargo is somewhat mixed we do not take any interest in it, but leave it to your good selves to make us good a sale as possible on account of the Satzuma people, and trust this method may meet your approval...

ライル・ホームは、ジャーディン・マセソン商会上海支店の担当者らに次のように依頼している。まず、①において、薩摩藩の長崎代理店（薩摩藩蔵屋敷か）が上海に船便で輸送した 1344 梱の海藻（昆布か）を薩摩藩がもつ 60000 ドルのローン（貸付金）に置き換えるため、アドバイスがほしいと伝えている。そして、②においては、私たちはあなた（担当者）が、できるだけ良いレートでその海藻を早急に販売することができるかと信じているとして、薩摩藩の代理としてできるだけ良い率で海藻を販売することを依頼している。

薩摩藩がもつ 60000 ドルのローンと、ライル・ホームがロンドンで購入した銃器などの代金の直接的な関係は明確ではないが、ロンドンからの銃器は上海に届けられるため、それらの代金も上海支店に支払われるものと考えられる。よって、ライル・ホームは、薩摩藩の代理として、ロンドンにおいて直接ジャーディン・マセソン商会から銃器を購入し、日本に戻った後、長崎からそれらの武器が届く同商会の上海支店に、その武器の代金を含めた薩摩藩のローンに置き換えるため、薩摩藩からの海藻をできるだけ良いレートで早急に販売することを依頼したものとする<sup>xxx</sup>。

以上のようにして、薩摩藩は、慶応元年から 2 年（1865～1866）にかけて、グラバー商会のライル・ホームを通じて、イギリス貿易商社ジャーディン・マセソン商会からの武器購入を進めたとみることができるのである。

## おわりに

本稿では、次の点を明らかにした。

まず、国家レベルとして、イギリスの朝廷・幕府・薩摩藩・長州藩の位置づけについて、イギリス政府と駐日公使パークスは、条約勅許において朝廷の政治的発言力を認めながら、朝廷は幕府を補強する存在であり、日本の統治者は幕府と位置づけていた。パークスは、告示（“OFFICIAL NOTIFICATION”）ではイギリス政府は幕府の将軍を日本の統治者とし、幕府と戦闘している長州藩は幕府の対抗勢力、反乱軍として位置づけた。イギリス国内においては、新聞をとおして薩摩藩の長州藩支援が伝わり、薩長盟約よりも早い段階で長州藩だけでなく薩摩藩も幕府と対立する藩として認識されていた。パークスは、一方で、鹿児島訪問において、長州藩と盟約を結ぶ薩摩藩主父子をイギリスと諸大名との友好関係の先駆けと評価し、薩摩藩が先駆けとなって諸外国と諸大名の友好関係を発展させることを希望した。また、パークスの鹿児島訪問の背景には、パークスによる幕府の下関海峡封鎖に対する抗議と、パークスと西南諸大名の接近に危機感をもつ幕府とロッシュによる牽制があった。

次に、民間レベルとして、イギリス商社からの薩摩藩の武器購入について、ライル・ホームの役割は、留学生の世話役や藩士五代らの買い付け資金の援助役だけでなく、薩摩藩



に代行してジャーディン・マセソン商会から武器を購入する役割を担っており、ロンドンにおいて直接ジャーディン・マセソン商会から武器を購入し、同商会の上海支店には薩摩藩からの海藻をできるだけ良いレートで早急に販売することを依頼するなど支援した。

以上のように、本稿では、慶応元年末（1865）から慶応2年（1866）の幕府と長州藩が対立した幕長戦争に至る過程における薩摩藩とイギリスの関係を検討した。この段階では、イギリスは、薩摩藩をイギリスと諸大名との友好関係の先駆けと評価しており、幕府を日本の統治者としてイギリス政府との正式な条約締結相手としながらも、諸外国と諸大名の友好関係の発展を模索していたと言える。

今後の展望としては、薩摩藩とグラバー商会やジャーディン・マセソン商会の関係、イギリスの国家レベルとグラバー商会やジャーディン・マセソン商会の関係を解明することで、薩摩藩による武器購入がイギリスの国家と民間の協力関係による支援と言えるのか検討する。民間レベル、または国家と民間の協力関係による支援なのか、薩長両藩政府や幕府との関係も含めて相対的に解明することが明治維新を再評価するうえで必要と考えるためである。

---

<sup>i</sup>1950年代英国学界の「自由貿易帝国主義」論について、東田雅博氏は、「J. Gallagher と R. Robinson によれば、19世紀中葉が「小英国主義」の時代であったというのは神話にすぎず、可能ならば「非公式帝国」（自由貿易による間接支配）の建設、必要とあれば「公式帝国」（直接的植民地支配）の建設という政策原理により、イギリスの領土的・経済的膨張が一貫して行われた時代だった」とし（東田雅博「ヴィクトリア朝英国における日本のイメージ」『研究論叢』15巻1号1990年）、「日本に関しては、一八五八年の日英修交通商条約が「非公式帝国」建設の出発点と位置付けられ」たとする（同「ヴィクトリア時代におけるアジア市場観—インド・中国・日本—」『史学研究』200号1993年）。また、君塚直隆氏は、「イギリスは、できる限りは経済的な勢力圏（非公式帝国）にとどめ、防衛費や人員（文武官僚）をそれほど必要としない支配の方法を好んでいたが、それらの地域がイギリスの要求に反発（戦争や反乱）してきた場合には、政治・軍事的にも植民地（公式帝国）として支配していった（中略）中国の場合には、二度のアヘン戦争を経て、非公式帝国から公式帝国へと組み込まれつつあった」としている（君塚直隆「第四章 貴族政治の黄金時代」木畑洋一・秋田茂編『近代イギリスの歴史』ミネルヴァ書房2011年 pp101-102）。

<sup>ii</sup>慶応元年7月3日（1865年8月23日）駐日公使パークス宛外務大臣ラッセル訓令（「イギリス外務省資料」No.58.“Correspondence respecting affairs in Japan January 1865 to February 1866”.FO410/10.英国立文書館所蔵、「イギリス議会資料」No.38.“Correspondence respecting affairs in Japan 1865-1866.”Presented to both Houses of Parliament by Command of Her Majesty.1865”LXXVII[3615]所収）

<sup>iii</sup>慶応元年10月4日（1865年11月21日）將軍徳川家茂宛駐日公使パークス書簡（「イギリス外務省資料」Inclosure 1 in No.111.同上、「イギリス議会資料」Inclosure 1 in No.79.同上）

<sup>iv</sup>慶応元年10月11日（1865年11月28日）外務大臣ラッセル宛駐日公使パークス報告書（「イギリス外務省資料」No.111.同上、「イギリス議会資料」No.79.同上）

<sup>v</sup>石井孝氏は「パークスが前任者のオールコックの遺策をうけて、条約勅許を推進したのは、朝・幕・藩関係を調整し、日本の政局を安定させる政策の中核としてであった。すなわちパークスによっては、条約勅許は幕府権力の失墜という客観的情勢を認識したうえで主張されたものであり、彼が条約勅許によって幕府の地位が必ずしも安定しないことをにおわしているのは、まさにこの認識にもとづいたのであった」としている（前掲書 pp413-414）。

<sup>vi</sup>慶応元年 10 月 21 日 (1865 年 12 月 8 日) ラッセル首相宛駐日公使パークス報告書 (「イギリス外務省史料」No.112.同上、「イギリス議会資料」No.80.同上)。ラッセルは、慶応元年 9 月 10 日 (1865 年 10 月 29 日)、外務大臣から首相に就任した。

<sup>vii</sup>OFFICIAL NOTIFICATION (「イギリス海軍史料」ADM125/119.英国立文書館所蔵、「長防二州戦地タルヲ以テ外国船馬関碇泊禁止ノ布告請求一件」外務省引継書類 730.東京大学史料編纂所所蔵所収)。

<sup>viii</sup>“This Evening's News” Pall Mall Gazette.4 August.1865:153.British Newspapers 1600-1900.Web.23June.2012.

田口由香「史料紹介 明治維新史研究におけるイギリス新聞の活用」(『山口県史研究』第 21 号 2013 年 3 月)。

<sup>ix</sup>石井孝氏は、グラバーが「パークスの訪薩にはじめからその仲介者としてきわめて大きな役割を演じた」とし、その理由を「西南諸藩との取引をもっとも大きくやっけて」おり、その「利害にもとづいて」「パークスを西南諸藩支持へ引きこむため」としている(前掲書 pp530)。

<sup>x</sup>「能勢頼之パークス対話書」(『大日本維新史料稿本』2581、東京大学史料編纂所所蔵)

<sup>xi</sup>「慶応 2 年 7 月 18 日 (1866 年 8 月 27 日) 仏国外務大臣宛レオンロッシュ書翰」日仏外交文書仮訳 (『大日本維新史料稿本』2575、東京大学史料編纂所所蔵)

<sup>xii</sup>「薩摩と英国」(島津家本-さ-II-14-12、東京大学史料編纂所所蔵)。石井孝前掲書 pp534。

<sup>xiii</sup>慶応 2 年 6 月 22 日 (1866 年 8 月 2 日) 外務大臣クラレンドン宛駐日公使パークス報告書(「イギリス外務省史料」No121.“From Sir H Parkes.1866 June30-Aug12”. General Correspondence before 1906, Japan. FO46/69.英国立文書館所蔵)

<sup>xiv</sup>石井孝氏は、パークスが、鹿児島訪問中に幕府とイギリス政府との友好関係と一致しないことは起こらなかったと報告したことについて、幕長戦争中に鹿児島を訪問したことによる「政治的影響力」は「きわめて大きなものであった」ため「重ねて弁解しなければならなかった」と、「弁解」として評価している(前掲書 pp535)。

<sup>xv</sup>“JAPAN” Daily News.15October15.1866:6379.British Newspapers 1600-1900.Web.22June.2012.

横浜で発行されていた英字新聞 The Japan Times 社は、毎月 2 回程度、ヨーロッパ行き汽船が出帆する間に概括的な別冊として The Japan Times Overland Mail を発行していた(久保田恭平「日本開港場におけるイギリス新聞」『函館大学論究』第 7 輯、1972 年)。

<sup>xvi</sup>犬塚孝明『薩摩藩英国留学生』(中公新書 1974 年 pp32)。

<sup>xvii</sup>石井寛治前掲書 pp139-140。

<sup>xviii</sup>犬塚前掲書「薩摩藩英国留学生関係年表」pp178-181 参考。

<sup>xix</sup>慶応 2 年 3 月 26 日 (1866 年 5 月 10 日) 付ロンドンからの覚書と明細書 (“Memoranda and accounts from London” JM/A8/126/1/4. ジャーディン・マセソン商会文書、ケンブリッジ大学図書館寄託所蔵)

<sup>xx</sup>慶応 2 年 3 月 19 日 (1866 年 5 月 3 日) 付ジャーディン・マセソン商会上海支店宛ライル・ホーム書簡 (“Business letters Nagasaki” JMB10/4、ジャーディン・マセソン商会文書、ケンブリッジ大学図書館寄託所蔵)

<sup>xxi</sup>石井寛治氏は、「ロンドンの薩摩藩士がセー○ドルまで手形を振り出すことを認めてマセソン商会が買い取り、長崎へおくれた手形に対して薩摩藩が支払うという便宜をはかっている」ことを指摘している(前掲書 pp140) が、ロンドンにおいてライル・ホームが薩摩藩に代行して銃器を購入し、日本において資金面も代行する動きをしていることについて具体的には言及していない。

## 審査委員講評

### ○ 安藤 保 委員

幕末期の日本と外国との関係を、フランスは幕府を支援し、イギリスは薩摩藩などの反幕府勢力を支援したとする「通説的見解」を、外国史料により再検討しようとする意欲的な研究である。薩摩藩などへの民間レベルによる武器供与にイギリスの国家意志がどのように関わっているのか、という視点は重要であり、更に研究を深めることに期待したい。

今回明らかにされたことは、イギリス国内で流れている薩幕と薩長についての情報とイギリス政府の公的見解に温度差があり、イギリスは中立的立場で日本に対応しようとしている姿勢を示していることである。イギリス国内の情報がどのようにイギリスの対日政策に影響を与えるのか詰めていく必要がある。

また、薩摩藩の上海貿易と武器代金決済の具体的な在り方など今後の課題も多い。

### ○ 佐藤 宏之 委員

薩摩藩とイギリスの関係について、これまで全体的な国際関係の中で論じられてきたが、それを一枚岩の関係として捉えるのではなく、国家レベルと民間レベルに腑分けして検討することの必要性、有効性を論じた論文ということができる。

パークスは、慶応2年7月23日（1866年9月1日）の在日イギリス人に対する告示を出す直前に鹿児島を訪問している。なぜイギリスは薩摩藩に目をつけたのか、告示前後の関係性に変化があったのかどうか。そのことの意義を明らかにしていただきたい。

## ○ 原口 泉 委員

幕末期におけるイギリスの対日政策については、石井孝氏の重厚な研究があり、グラバーを窓口とする長崎貿易(上海貿易)については、石井寛治氏や杉山伸也氏の研究の蓄積がある。しかし、それに続く研究は、史料的な制約もあってなかなか進んでいないのが現状である。そうした中、イギリス側の史料を使用した本研究は、意義あるものと評価したい。

本研究は、イギリス国立公文書館の公的史料だけでなく、ケンブリッジ大学が所蔵するジャーディンマセソン商会文書も分析することで、民間レベルの長崎貿易についての実態の解明も目指したところに特徴がある。特に、薩摩藩による軍艦購入の実態の一端を明らかにするなど成果を挙げた。グラバー商会の職員であるライル・ホームが、単なる薩摩藩英国留学生の世話係ではなく、軍艦購入でも重要な役割を果たしていたことなども見えてきた。

田口氏は、これまでイギリス側の史料を基に、幕末期のイギリスと長州藩との関係を精力的に研究してきた実績を持っている。今回の研究を契機に、引き続き薩英関係についても研究を進めてくれることを期待したい。

## ○ 宮地 正人 委員

きちんとした外交史研究の王道を歩んだもの。また、英仏両国の対幕関係のニュアンスを浮き彫りにすることもできている。ただし、サトーの「英国策論」の写しが国内に流れている時期でもあり、パークスのこの時期を選んだ鹿兒島訪問がイギリス側がどのような対幕行動として意図的に行ったかについては、より深く追求可能ではないか。

ジャーディンマセソン商会からの武器購入に関する史料は極めて興味深く薩摩側がその代金として「海藻」売却代金を宛てようとしたことが明らかにされている。幕末維新期、巨額な軍備増強費を如何に捻出していったかは、隠れた重要問題であり、学問的にはこの「海藻」問題も含み込んだ全体像の解明が望まれる。

なお、この解明は田口氏だけの課題ではなく、当該時期の研究者全体の課題なのである。